

村上小学校いじめ防止基本方針（令和5年4月1日改訂）

当校は、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」とする）の第13条により「村上小学校いじめ防止基本方針」を、以下の通り定める。

法第22条に定める「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」は、「いじめ不登校対策委員会」（以下「当組織」とする）を中心として組織する。当組織は必要に応じ外部専門家（心理や福祉の専門知識を有する者）等の参加を依頼する。当組織を中心として、いじめの防止等の対策のための措置及び、重大事態への対処を以下のとおり行う。

【いじめの定義】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（法第2条）

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様があることから、いじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努める。

【いじめ類似行為の定義】

いじめ類似行為とは、県条例第2条2項で、「児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。

※具体的ないじめ類似行為の例

- ・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など

1 いじめの防止について（未然防止のための取組）

- (1) いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- (2) 未然防止の基本は、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことが必要であるため、学校生活全体を通して行う。
- (3) 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係、そのような学級・学校風土をつくる。
- (4) 教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払うことに心掛ける。

【いじめ防止行動計画】

- (1) 「村上小学校いじめ防止基本方針」の職員共通理解・・・4月
- (2) いじめに関する法規（いじめ防止対策推進法、いじめ防止に関する県条例等）の理解及びいじめ防止等の対策を適切に行うための職員研修の実施・・・通年（年2回以上）
- (3) 友人関係、集団づくり、社会性の育成（道徳、特別活動、学級タイム、ファミリー活動、クラブ活動、課外活動、学校行事、子どもを語る会、PTA活動、小中連携事業、「生きる」を活用した公開授業）・・・**それぞれの計画により実施**
- (4) 授業改善による分かる授業づくり（校内研修の充実、授業公開、個人研修計画、教師力アップ研修）・・・**通年**
- (5) 学習規律、家庭での学習習慣、モラル教育の徹底・定着（「村小ファイト」、毎月の生活目標、健康生活レベルアップ週間、家庭学習強調週間）・・・**通年**
- (6) いじめ見逃しゼロスクール（集会、小中連携事業）・・・**それぞれの計画により実施**

2 早期発見について（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て）

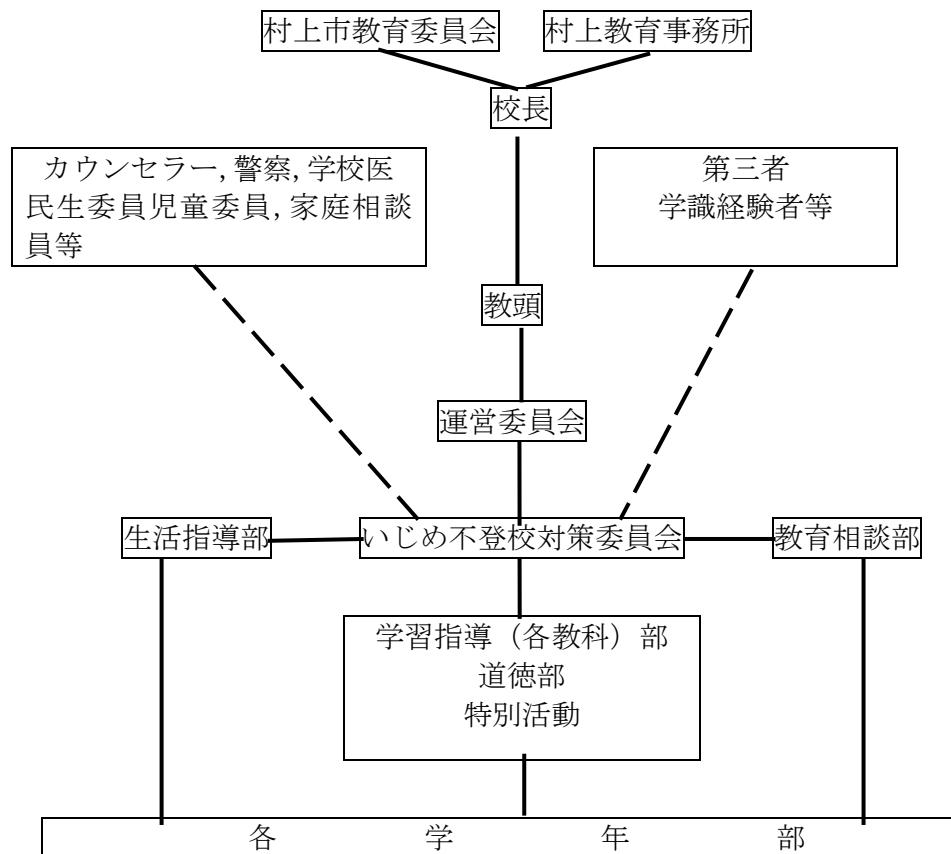
- (1) いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われていることを自覚する。
- (2) 些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することに努める。
- (3) 全教職員が日ごろから児童の観察や信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- (4) 定期的なアンケート調査や教育相談等の実施、「いじめ見逃しゼロスクール」の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (5) インターネットを介して行われるいじめ等に対しては、高学年と保護者に対する研修会を隔年で実施し、情報提供をしながら予防に努める。

【早期発見行動計画】

- (1) 学校生活全体を通して、子どもに寄り添う指導を心掛け、児童観察を通した早期発見への取組 **※いじめに関わる情報をいじめ不登校対策委員会に確実に報告・・・通年**
- (2) 保護者と信頼関係を深め、情報の収集を通した早期発見への取組（家庭訪問、個別懇談、連絡帳、電話連絡、「子どもと共に1・2・3運動」）・・・**通年**
- (3) アンケート調査の実施（学校生活調べ年3回、保護者アンケート2月）・・・**適時**
- (4) 教育相談の実施（年3回の学校生活調べ後）・・・**適時**
- (5) いじめ見逃しゼロスクール活動の実施（集会、小中連携事業）・・・**それぞれの計画により実施**
- (6) 児童に対する「24時間いじめ相談ダイヤル」の周知

【いじめ不登校対策委員会】

- (1) 生活指導主任、教育相談主任、養護教諭、教頭、関係学級担任等
- (2) 必要に応じて、校長、カウンセラー、警察、民生委員児童委員、家庭相談員等
- (3) 重大事態対応の調査組織には、別に第三者や学識経験者等



3 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処）

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに当組織を中心に組織的に対応し、被害児童を守り通す態度で指導する。
- (2) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどについては、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求め、連携して対応を行う。
- (3) 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- (4) 謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、加害児童の事情や心情を聴き取り、再発防止に向けて継続的に指導・支援する。
- (5) いじめの対応について、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- (6) 学校運営協議会やPTA等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える問題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。
- (7) いじめが「解消している」状態とは、以下の2つの要件を満たすこと。この状態に至るまでは被害児童を守り通すこと。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月止んでいること。
 - ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

【いじめ措置行動計画】

- (1) いじめの事実確認（担任、学年主任、生活指導主任、級外職員等）
- (2) いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援（担任、学年主任、生活指導主任、教頭、校長、カウンセラー等）
- (3) いじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言（担任、学年主任、生活指導主任、教頭、校長、カウンセラー等）
- (4) いじめが犯罪行為として取り扱われる場合の関係機関との連携（市教育委員会指導主事、村上事務所嘱託指導主事、警察等）
- (5) 学校運営協議会やPTA等を活用した、いじめの問題など学校が抱える問題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりの推進

4 重大事態への対処（設置者の指導・支援のもとで対応）

【重大事態の意味】

- (1) 児童生徒が自殺を企図した場合
- (2) 身体に重大な傷害を負った場合
- (3) 金品等に重大な被害を被った場合
- (4) 精神性の疾患を発症した場合（ズボン降ろしを含む）
- (5) 一定期間（年間30日を目安）欠席しているような場合

- (1) 重大事態と思われる事案が発生した場合、直ちに村上市教育委員会に報告する。
- (2) 報告事案が重大事態であると判断した場合は、村上市教育委員会の指導の下、当組織を母体とし、適切な方法により調査を行う。
- (3) いじめられた児童から聞き取りする場合は、いじめられた児童を守ることを最優先として調査を行う。また、児童の状況に応じた継続的なケアに努め、学校生活復帰の支援や学習の支援等を行う。
- (4) 自殺が起きた場合の調査は、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮して調査を行う。
- (5) 当調査に係わる事実関係を、いじめを受けた児童及びその保護者に対し適切に提供する。その際は、村上市教育委員会の指導の下、プライバシー等を十分配慮し提供する。

【重大事態対応行動計画】

- (1) 設置者への報告
- (2) 調査組織の設置（第三者の参加）
- (3) 事実関係明確化のための調査の実施
- (4) 情報の適切な提供（いじめを受けた児童及びその保護者）
- (5) 設置者への調査結果の報告
- (6) 調査結果を踏まえた必要な措置

5 その他

- (1) 学校評価の中で、各項目・取組の評価を行う。(保護者アンケート・3委員会による評価・学校関係者評価)
- (2) 学校運営協議会、P T A理事会等で評価結果を説明し意見を受ける。
- (3) 評価結果を学校だより等で地域、保護者に公開する。
- (4) 情報の適切な提供を行う。(いじめを受けた児童及びその保護者)
- (5) 評価結果を基に見直しを図る。
- (6) P T A総会や学年P T A、学校H P等で基本方針を公表し、趣旨の理解を図る。